

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて令和 2 年 10 月 19 日に開催した運営協議会・議会で報告しましたので、その内容について次のとおりお知らせします。

### 令和元年度 資金不足比率

会計名	資金不足比率
静岡県大井川広域水道企業団 水道用水供給事業会計	－（資金不足比率なし）

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{資金の不足額} \quad \quad \quad / \quad \quad \quad \text{事業の規模} \quad \quad \quad \times \quad 100 \\ & \triangle 3,797,953,232 \text{ 円} \quad / \quad 3,064,804,118 \text{ 円} \quad \times \quad 100 = \triangle 123.92\% \\ & \quad \Rightarrow \text{「－（資金不足なし）」} \end{aligned}$$

資金不足比率とは、資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度の割合になるかを示す比率で、地方公営企業の経営状況を示す指標です。

上表のとおり資金の不足額はありません。

資金不足比率が経営健全化基準値（20%）以上になった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。